

長野県教育委員会会議オンライン出席等取扱要領（案）

第1条 この要領は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法による教育長及び教育委員（以下「参加者」という。）の長野県教育委員会会議（以下「会議」という。）への出席（以下「オンライン出席」という。）について、長野県教育委員会会議規則（昭和31年10月11日教育委員会規則第5号）第24条の規定により必要な事項を定めるものとする。

第2条 会議の開催は参集によることを原則とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、参加者はオンライン出席することができる。

- (1) 災害その他の理由により交通が途絶している場合
- (2) 感染症の拡大防止その他緊急時の対応が必要な場合
- (3) 他の業務等により遠隔地に所在する場合
- (4) その他教育長が認める場合

2 参加者がオンライン出席を希望する場合は、あらかじめ教育長にその旨を申し出て、承認を受けるものとする。ただし、教育長は、会議の運営に支障がある場合には、オンライン出席を認めないことができる。

第3条 映像及び音声の送受信により、参加者が意見等を相互に発言できると教育長が認めたときは、オンライン出席した参加者は会議に出席しているものとみなす。

- 2 オンライン出席は、情報の機密性を確保できる環境下で行わなければならない。
- 3 教育長は、議事内容により、オンライン出席した参加者に対して退席を求めることができる。
- 4 オンライン出席した参加者が、審議の途中で映像又は音声を送受信できなくなり、復旧が認められない場合には、当該参加者はその時から退席したものとみなす。

第4条 オンライン出席する参加者は、情報の取扱いに十分留意するとともに、会議の資料とする著作物について、公衆送信権等の著作権の取扱いに留意しなければならない。

2 会議録には、オンライン出席した参加者について、その旨を記載する。

第5条 この要領に定めるもののほか、オンライン出席等について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。